

第5章

計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発を効果的に推進するために、様々な人権教育に関する課題について、正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため継続的に指導者の養成を図ります。

(1) 様々な機会の活用

人権問題は、特定の人や団体だけが関与するものではありません。広く市民の日常生活と密接な関わりがあることを自覚し、行動することに結びつけるために、日常生活の中の様々な機会を活用し、啓発・学習活動を充実することが必要です。

地域社会での団体等においても本来の活動だけでなく、人権に関する啓発・学習活動を実施するよう働きかけていきます。

(2) 効果的な情報提供の実施

人権に関する情報の提供については、より効果的な啓発媒体（ビデオ・インターネットなど）を選択し、人権問題が他人事ではなく、自分のこととして認識され、市民の理解や共感を得られるように努めます。また、人権問題に関する講演会や研修会等も、参加者が自ら進んで学習し、実践することに価値があり、市や関係団体における様々な人権に関するイベントについても、情報の提供を図り、幅広い住民の参加を得られるように努めます。

2 計画推進の体制づくり

(1) 計画の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進し、「人権尊重」の意識をさらに高揚するため、全庁的に取組を進めます。

(2) 国、県、関係機関との連携

計画の総合的・効果的な推進のため、国、県、市町村、人権擁護委員、企業、関係機関が、それぞれの役割を担い、互いに連携協力して行きます。

- 富山地方法務局や富山人権擁護委員協議会、本市と立山町、上市町、舟橋村で構成する「富山人権啓発活動地域ネットワーク協議会」においては、今後とも密接な連携をとりながら、総合的に人権活動を推進
- 人権教育・啓発の基本計画を踏まえた国の啓発事業に積極的に協力するなど、国の施策と連携した取組の実施

- 各種市民団体等の自主的な取組に対しては、講師の派遣、教材や情報の提供を行うなど、連携の強化

(3) 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するために、様々な人権教育に関する課題について、正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため、継続的に指導者の養成を図ります。

(4) 計画の継続的な点検等

人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化等に対応しながら、この基本計画の趣旨に沿って実施される施策の実践や推進状況の確認を踏まえ、継続的に見直しを実施し、必要な場合にはその変更を行います。

